

平成 26 年 12 月 11 日
福祉部高齢社会対策課

第 6 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について

1 計画の基本的考え方

(1) 計画策定の主旨

第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「第 6 期計画」という。）は、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応し、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、区が取り組むべき施策を明らかにすることを目的として策定する。

(2) 法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき策定する計画である。また、介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第 117 条の規定に基づき策定する計画であり、国が基本指針を定め、これを踏まえて都道府県、区市町村が計画を策定する。

区は、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、両計画を一体的な計画として策定している。

(3) 「（仮称）区政運営の新しいビジョン」との関係

第 6 期計画は、「（仮称）区政運営の新しいビジョン」との整合を図り、高齢者保健福祉に関する施策を示す。

(4) 計画期間

平成 27 年度～平成 29 年度（3 年間）

2 計画の理念、目標、施策等

(1) 理念

計画の理念として 3 点を定める。

高齢者の尊厳を大切にする

高齢者の自立と自己決定を尊重する

高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

(2) 目標

住み慣れた地域において人生の最期まで暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立する。

(3) リーディングプロジェクト

「(仮称)区政運営の新しいビジョン」では、「高齢者地域包括ケアシステムの確立」を戦略計画の一つとして位置付けている。戦略計画として掲げた「5か年の取組」をリーディングプロジェクトとして推進し、地域包括ケアシステムの確立に向けた課題の解決を目指す。

一人ひとりに合った医療・介護等の連携を支援
「街かどケアカフェ」の設置
在宅生活を支援するサービス等を拡充

(4) 施策および主な取組事業

つぎの9つの施策を設定する。また、施策の実現に向け様々な事業を展開する。

安心して在宅生活を送るためのサービスの充実

要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、24時間体制で在宅生活を支援する地域密着型サービスを充実します。

事業 複合型サービスの整備

現況（平成26年度末見込み）	平成27～29年度の整備・事業目標
未整備	【新規】 定員 116人

在宅療養体制の充実（医療と介護の連携）

医療と介護の両方が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように医療と介護のサービスを切れ目なく提供します。

事業 **リーディングプロジェクト**「医療と介護の相談窓口」の運営

現況（平成26年度末見込み）	平成27～29年度の整備・事業目標
高齢者相談センター支所に在宅療養相談窓口を設置 4か所	【新規】 高齢者相談センター本所4か所に「医療と介護の相談窓口」を設置 医療・介護連携推進員を4本所に各1名配置

高齢者相談センターを中心とする相談支援体制の充実

高齢者相談センターを地域包括ケアシステム確立のための中核機関として、その体制と機能の充実を図ります。

事業 地域ケア個別会議・地域ケア圏域会議・地域ケア推進会議の開催

現況（平成26年度末見込み）	平成27～29年度の整備・事業目標
ミニ地域ケア会議 4回/年（1支所あたり）	【新規】 地域ケア会議を再編し、個別会議、圏域会議、推進会議を開催 関係者のネットワークづくり、地域課題の把握、施策の協議
地域ケア会議全体会 1回/年（1本所あたり）	

主体的に取り組む介護予防の推進と生活支援の充実

高齢者が自立した生活を継続できるよう、主体的に取り組む介護予防を支援するとともに生活状況や身体状況に応じた生活支援サービスを充実します。

事業 **リディングプロジェクト**街かどケアカフェの設置

現況（平成 26 年度末見込み）	平成 27～29 年度の整備・事業目標
	【新規】 医療・介護・健康の相談と地域住民の交流の場となる「街かどケアカフェ」の設置

高齢者の社会参加の促進

高齢者の生活状況や身体状況に応じた多様な社会参加を促進し、高齢者が地域を支える担い手として活躍できるよう支援します。

事業（仮称）高齢者支え合いサポーター育成事業

現況（平成 26 年度末見込み）	平成 27～29 年度の整備・事業目標
	【新規】 育成研修の実施

高齢期の住まいづくり、住まい方支援

高齢期に相応しい住まい方に対する関心を高め、主体的に住まいづくりに取り組める環境を整備するとともに、高齢者の心身の状況にあわせた適切な住まいが確保できるよう支援します。

事業 **リディングプロジェクト**緊急通報・生活相談・配食パッケージサービスの提供

現況（平成 26 年度末見込み）	平成 27～29 年度の整備・事業目標
	【新規】 緊急通報・生活相談・配食サービスのパッケージサービスにより在宅生活を支援

事業 **リディングプロジェクト**自立支援住宅改修給付

現況（平成 26 年度末見込み）	平成 27～29 年度の整備・事業目標
720 件 / 年	【充実】 対象種目の拡大 改修費用限度額の引き上げ

高齢者の見守り体制の強化および見守りネットワークの充実

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の支援を要する高齢者を見守るため、地域の関係者の協力・連携によるネットワークを築きます。

事業 協力機関との見守り連絡会の開催

現況（平成 26 年度末見込み）	平成 27～29 年度の整備・事業目標
開催数 70 回 / 年	【充実】 開催数の増

認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

認知症になっても安心して暮らせるよう、区民、関係機関の協力を得て、認知症の人とその家族を支えます。

事業 認知症地域支援推進員の配置

現況（平成 26 年度末見込み）	平成 27～29 年度の整備・事業目標
	【新規】 高齢者相談センター 4 本所に各 1 名配置 医療・介護連携推進員と兼任

事業 認知症（もの忘れ）相談事業

現況（平成 26 年度末見込み）	平成 27～29 年度の整備・事業目標
24 回 / 年	【充実】 実施回数の増 訪問相談の実施

介護保険施設等の整備促進

いざという時の安心を提供するため、在宅介護の支えとなる介護保険施設等の整備を促進します。

事業 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備

現況（平成 26 年度末見込み）	平成 27～29 年度の整備・事業目標
定員 1,864 人（27 施設）	【充実】 定員 2,204 人 新規整備分 340 人

3 第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 施策の方向

理念	目 標	リーディング プロジェクト	施策および施策の方向性
<p>高齢者の尊厳を大切にす</p> <p>高齢者の自立と自己決定を尊重する</p> <p>高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する</p>	<p>住み慣れた地域において人生の最期まで暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立する</p>	<p>一人ひとりに合った医療・介護等の連携を支援</p> <p>「街かどケアカフェ」の設置</p> <p>在宅生活を支援するサービス等を拡充</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 安心して在宅生活を送るためのサービスの充実 <ol style="list-style-type: none"> 1 在宅サービスの充実 2 地域密着型サービス拠点の整備 2 在宅療養体制の充実（医療と介護の連携） <ol style="list-style-type: none"> 1 多職種の連携強化 2 サービス提供体制の充実 3 区民への普及啓発 3 高齢者相談センターを中心とする相談支援体制の充実 <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者相談センターの機能強化 2 地域ケア会議の再編・充実 3 高齢者虐待への対応 4 主体的に取り組む介護予防の推進と生活支援の充実 <ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防・日常生活支援総合事業の実施 2 多様な担い手によるサービスの充実 3 介護予防と健康寿命の延伸 5 高齢者の社会参加の促進 <ol style="list-style-type: none"> 1 多様な社会参加の促進 2 支え合いなど地域活動への参加の促進 3 社会参加を促進するための情報提供 6 高齢期の住まいづくり、住まい方支援 <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者が安心して暮らせる住宅の確保 2 住まいづくり、住まい方の相談・情報提供 7 高齢者の見守り体制の強化および見守りネットワークの充実 <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者見守りネットワークの強化 2 区民主体の見守り活動の推進 3 高齢者見守り事業の充実 4 災害発生時の支援 8 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり <ol style="list-style-type: none"> 1 認知症の予防と適切な支援につながるための相談体制の充実 2 医療と介護の連携による在宅サービスの充実 3 認知症の人や家族を支える地域づくり 9 介護保険施設等の整備促進 <ol style="list-style-type: none"> 1 特別養護老人ホーム 2 ショートステイ 3 介護老人保健施設 4 介護療養型医療施設 5 有料老人ホーム

4 第6期計画期間における介護保険料

3年間の介護サービス必要量からこれに要する費用額を算出し、第6期計画期間において、第1号被保険者（65歳以上）が負担する介護保険料を算出する。

なお、費用額算定の基礎となる、次期介護報酬が未確定のため、計画素案には第6期費用額の推計および保険料については記載していない。

5 区民意見等の反映

区民、学識経験者、事業者等から構成される介護保険運営協議会における検討結果を計画素案に反映した。

また、区民意見反映（パブリックコメント）制度に基づき、計画素案の段階で区民から意見を募集する。

【パブリックコメントについて】

実施期間 平成26年12月21日～平成27年1月16日

周知方法 ねりま区報（12月21日号）および区ホームページにて周知する。

6 今後のスケジュール（予定）

平成26年	12月21日	パブリックコメント開始 （平成27年1月16日まで）
平成27年	1月5・6・7・9日	区民説明会
	第1回 区議会定例会	パブリックコメント結果報告 第6期計画（案）報告 練馬区介護保険条例改正案提出
	3月中旬	第6期計画策定